

本人確認書類一覧(別表)

2025/4/1

★ 補助書類が必要になるもの(補足)

名称(種類)		具体名	
①	医療費の補助を受けることができる手帳	健康管理手帳	公費医療手帳
		被療者健康手帳	介護手帳
②	医療費関連の受給者証 (自治体により名称は異なる)	心身障害者医療費受給者証	福祉医療費受給者証
		母子家庭医療費受給者証	乳幼児医療費受給者証
		父子家庭医療費受給者証	精神障害者医療費受給者証

★ 補助書類一覧

【現住所証明書】健康保険等の住所記載がない本人確認書類の補助書類  
 【現住所相違有】本人確認書類に記載された住所と現住所が異なる場合の補助書類  
 ※一部書類を除き発行日より3か月以内のものに限る

名称(種類)	確認書類 受付可否		条件等	
	【現住所証明書】	【現住所相違有】	【現住所証明書】	【現住所相違有】
公共料金領収証・請求書	○	○	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話)	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話) <領収書に限る>
住民票	○	○	発効日から3ヶ月以内のもの	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
各種料金の 領収書/請求書	電話料金 (移動体)	×	原則本人宛のものに限るが家族宛の場合(苗字と住所が同一)は 本人確認書類にて家族・同居が確認できれば受付可 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	総務省令にて不可のため
	電話料金 (新電電)	×		総務省令にて一部サービスが不可のため
	電話料金 (NTT)	○		NTT東西は可、NTTコムは不可 <領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
	NHK放送 受信料	○		<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
	CS・BS・CATV 放送受信料	×		総務省令にて不可のため
船員保険証・船員保 険高齢受給者証 船員保険被扶養者 証	○	×	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	領収証でないため
印鑑証明書	○	○	氏名・生年月日・住所の3点を確認 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	氏名・生年月日・住所の3点を確認 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
賃貸契約書	○	×	入居日から1ヶ月以内のものに限る	公的機関から発行されたものではないため
行政機関発行の 領収証/請求書等	市民税	○	苗字と住所が同一のものに限り受付可 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
	固定資産税	○		
	自動車税	○		
	国民健康保険	○		
	国民年金保険料	○		
市区町村発行の身分を証明するもの(カ)	○	○	本人宛のものに限る 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
戸籍の附票	○	○	-	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
介護保険料納入通知書	○	×	-	総務省令にて不可のため
学生証	○	×	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの

★ 補助書類(姓名相違証明)

【姓名相違証明】改姓名により本人確認書類とクレジットカード名義相違を同一者とみなす為の補助書類(旧姓名⇒新姓名の変更履歴を証明)

名称(種類)	条件等
① 運転免許証	公安委員会発行で、有効期限内のもの(国際免許は除く) 裏面に改姓名の履歴があるものに限る(表面:旧姓名、裏面:新姓名への変更履歴の記載)
② 戸籍謄本/戸籍抄本	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの 改姓名の履歴があるものに限る
③ 住民票(改姓証明住民票)	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの 改姓名の履歴があるものに限る